

令和7年度 フロンティア八戸職業訓練助成金のご案内

八戸市では、市内に在住する未就職者・非正規雇用者の主体的な職業能力の開発を支援し、早期就職・正規雇用転換を促進するため、職業訓練助成金を予算の範囲内で交付します。

※助成金交付までの流れは裏面をご覧ください。

交付の対象となる方

● 次のすべての要件を満たした方

1. 認定申請日に49歳以下の市内にお住まいの方
2. 現在、未就職または非正規雇用（雇用期間の定めがあるか、週の労働時間が正社員と比べて短いパート・アルバイト等）の方
3. 次のいずれかに求職登録または利用登録している方
 - ・公共職業安定所（ハローワーク）
 - ・八戸市無料職業紹介所
 - ・若年者就職支援センター（ジョブカフェあおもりサテライトスポット八戸）
4. 八戸市内に所在する事業所（官公庁を除く。）または八戸都市圏^(※)内に所在する事業所のうち、八戸市内に本社を有する事業所若しくは八戸市の誘致企業が設置するものへの就職を希望していること。

（※八戸都市圏：八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町）

●ただし、学籍を有する方、過去3年以内に本制度を利用し助成金を交付された方、母子家庭等自立支援教育訓練給付金（こども健康部こども家庭相談室事業）の受給資格を有する方は除く。

交付の対象となる訓練

● 令和7年4月2日以降に開始し、令和8年3月13日までに修了する次のいずれかの訓練

1. 市内で実施されている厚生労働大臣指定教育訓練講座。厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システムで確認できます。（主たる訓練が通学のものに限る）

URL <https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/SSR101Scr01S>

2. 労働安全衛生法に基づく技能講習。青森労働局のホームページで確認できます。

URL https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/newpage_00333.html

交付の対象となる経費

● 入学料及び受講料（受講に必要な教材費を含む）

● ただし、副読本代、施設維持費代などは除く。

助成金の額

● 助成対象経費の45%（上限15万円）

申請手続き

【受講開始前の手続き】（受講資格認定の申請）

● 提出書類（提出期限：対象訓練受講開始日の前日まで）

1. 対象訓練受講資格認定申請書（第1号様式）、自己分析シート
2. 次のいずれかのカードの写し
 - ・公共職業安定所のハローワークカード
 - ・八戸市無料職業紹介所の求職者カード
 - ・若年者就職支援センター（ジョブカフェあおもりサテライトスポット八戸）の受付カード

【受講修了後の手続き】（助成金交付の申請・実績報告）

● 提出書類（提出期限：受講修了日から30日以内または令和8年3月19日のいずれか早い日まで）

1. フロンティア八戸職業訓練助成金交付申請書兼実績報告書（第4号様式）
2. 対象訓練修了・受講証明書（第5号様式）※技能講習受講者は、施設の長が発行する証明書または修了書の写しでも可
3. 交付の対象となる経費の領収書の写し

お問い合わせ先

八戸市 商工労働まちづくり部 産業労政課（市庁別館5階） 電話 0178-43-9038

ホームページ https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/sangyoroseika/koyo_rodou/3/1665.html